

# 死亡野鳥を発見したら

## ○死亡した野鳥は素手で触らないで下さい。

野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体を持っていることがあります。

## ○同じ場所でたくさんの鳥が死亡していたらお近くの京都府丹後広域振興局や市町役場にご連絡ください。

鳥の種類や状況によっては、1羽でも鳥インフルエンザの検査を行います。

### <野鳥は様々な原因で死亡します>

野生の鳥は、餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死んでしまうこともあります。野鳥が死んでいても、鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

### <鳥インフルエンザウイルスの人への感染について>

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

#### 異常発見時の連絡先

京都府 丹後広域振興局 農林商工部  
企画調整室 地域戦略担当  
電話 0772-62-4315

宮津市 農林水産課 0772-45-1626 (直通)

京丹後市 農林整備課 0772-69-0430 (直通)

伊根町 地域整備課 0772-32-0505 (直通)

与謝野町 農林課 0772-43-9023 (直通)

① 振興局が引き取り検査をしない鳥（スズメ、ハト、カラス、小鳥等）



スズメ



キジバト



ハシブトガラス その他小鳥

目安としてハトより小さな鳥は原則として引き取りません。

(5羽以上まとまって死んでいた場合を除く) ゴミとして処分して下さい。

② 1羽でも死んでいたら、振興局が引き取り検査をする鳥



カイツブリ



カンムリカイツブリ



ユリカモメ



コハクチョウ



ヒドリガモ



オシドリ



キンクロハジロ



ハヤブサ



コブハクチョウ



マガン

など全 17 種

③ 同じ場所で2羽以上死んでいたら、振興局が引き取り検査をする鳥



マガモ



オナガガモ



ホシハジロ



トモエガモ



スズガモ



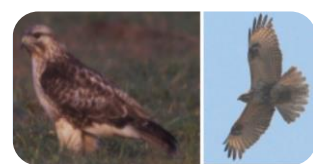
オオバン



フクロウ



クマタカ



ノスリ

など全 11 種

※上記以外の種類は 5羽以上の場合のみ。

状況等によっては引き取り検査をしない場合もあります。